

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）（先議）要

旨

本法律案は、平成二十五年十二月二十四日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、独立行政法人国立大学財務・経営センターを独立行政法人大学評価・学位授与機構に統合するための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務の一部を独立行政法人大学評価・学位授与機構に承継させる。

二、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に改称する。

三、独立行政法人国立大学財務・経営センターが解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定める。

四、この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、一部の規定は、公布の日から施行する。